

## 第17章 課徴金納付命令

### I 課徴金制度について

#### 1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に  
対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな  
手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の  
措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

##### （1）金融商品取引法

###### ① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、  
風説の流布・偽計）

###### ② 情報伝達・取引推奨行為

###### ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

###### ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

###### ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

###### ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

###### ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等 情報の虚偽等

###### ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

##### （2）公認会計士法

###### ア. 公認会計士

###### ① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽 錯誤及び脱漏のないものとして証明

###### ② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある 財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

###### イ. 監査法人

###### ① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚 偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

###### ② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏の ある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1  
日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した（30  
年7月1日付で総合政策局総務課に設置）。

2. 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

II 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17事務年度～ 26事務年度	250件	96件	346件
27事務年度	32件	6件	38件
28事務年度	47件	4件	51件
29事務年度	28件	3件	31件
30事務年度	37件	10件	47件
令和元事務年度	27件	6件	33件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27事務年度	0件	1件	1件

2. 審判期日等の実績

(1) 海外居住の個人投資家による（株）ココカラファイン株式に係る相場操縦  
(平成30(判)11)

30年 9月 3日 開始決定  
元年 12月 11日 第1回審判期日  
2年 6月 11日 課徴金納付命令

(2) (株) エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引（平成30(判)40)

31年 3月 19日 開始決定  
元年 10月 23日 第1回審判期日  
2年 2月 27日 課徴金納付命令

(3) (株) エストラスト役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達（平成30(判)41)

31年 3月 19日 開始決定  
元年 10月 23日 第1回審判期日  
2年 2月 27日 課徴金納付命令

(4) ルーデン・ホールディングス(株)役員による重要事実に係る推奨行為  
(令和元(判)6)

元年 5月 14日 開始決定  
元年 6月 28日 第1回審判期日  
元年 7月 12日 第2回審判期日  
元年 9月 5日 課徴金納付命令

(5) テラ(株)に係る有価証券報告書等の不記載(令和元(判)15)

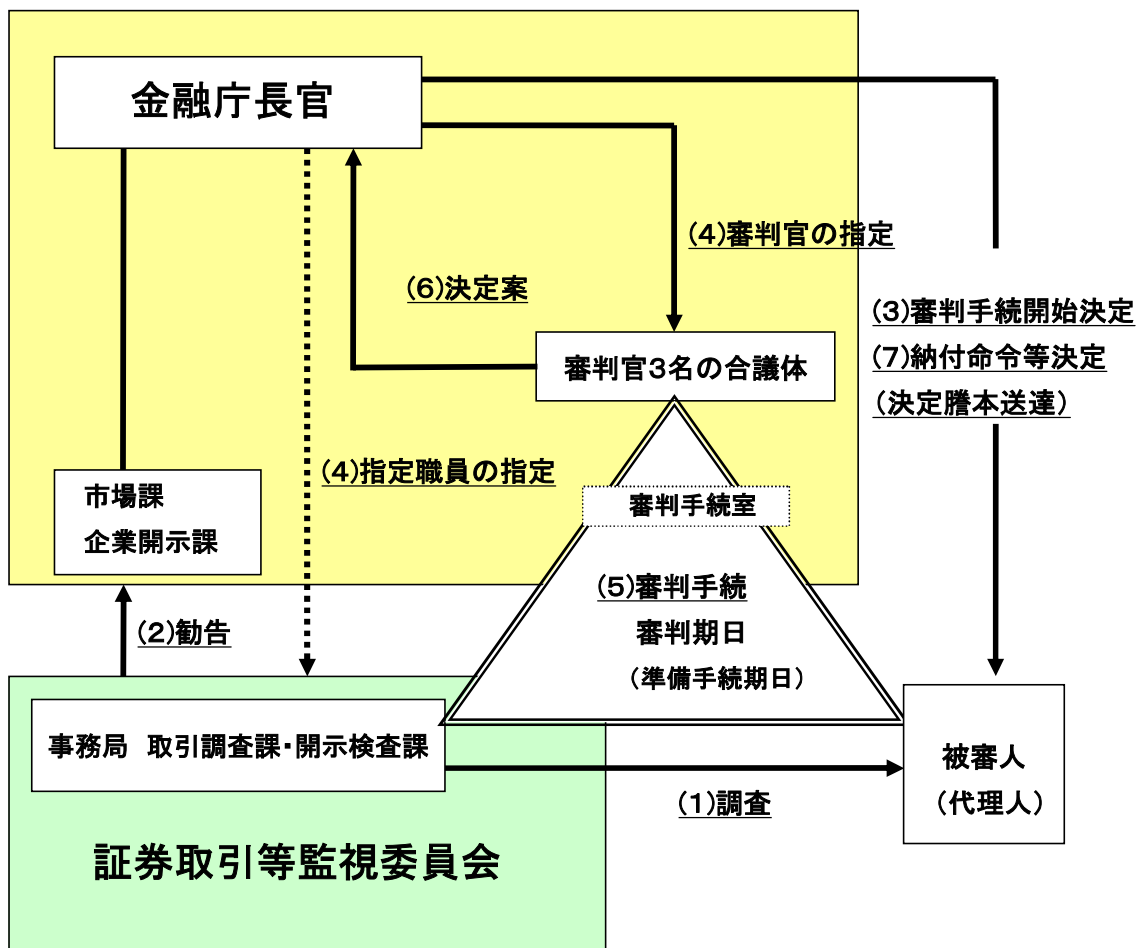
元年 7月 29日 開始決定  
元年 12月 20日 第1回審判期日  
2年 6月 11日 課徴金納付命令

(6) (株)小僧寿し従業者による内部者取引(令和元(判)21)

元年 10月 24日 開始決定  
元年 11月 29日 第1回審判期日  
2年 3月 30日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、令和元事務年度中に審判手続(審判期日)が終結したもの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

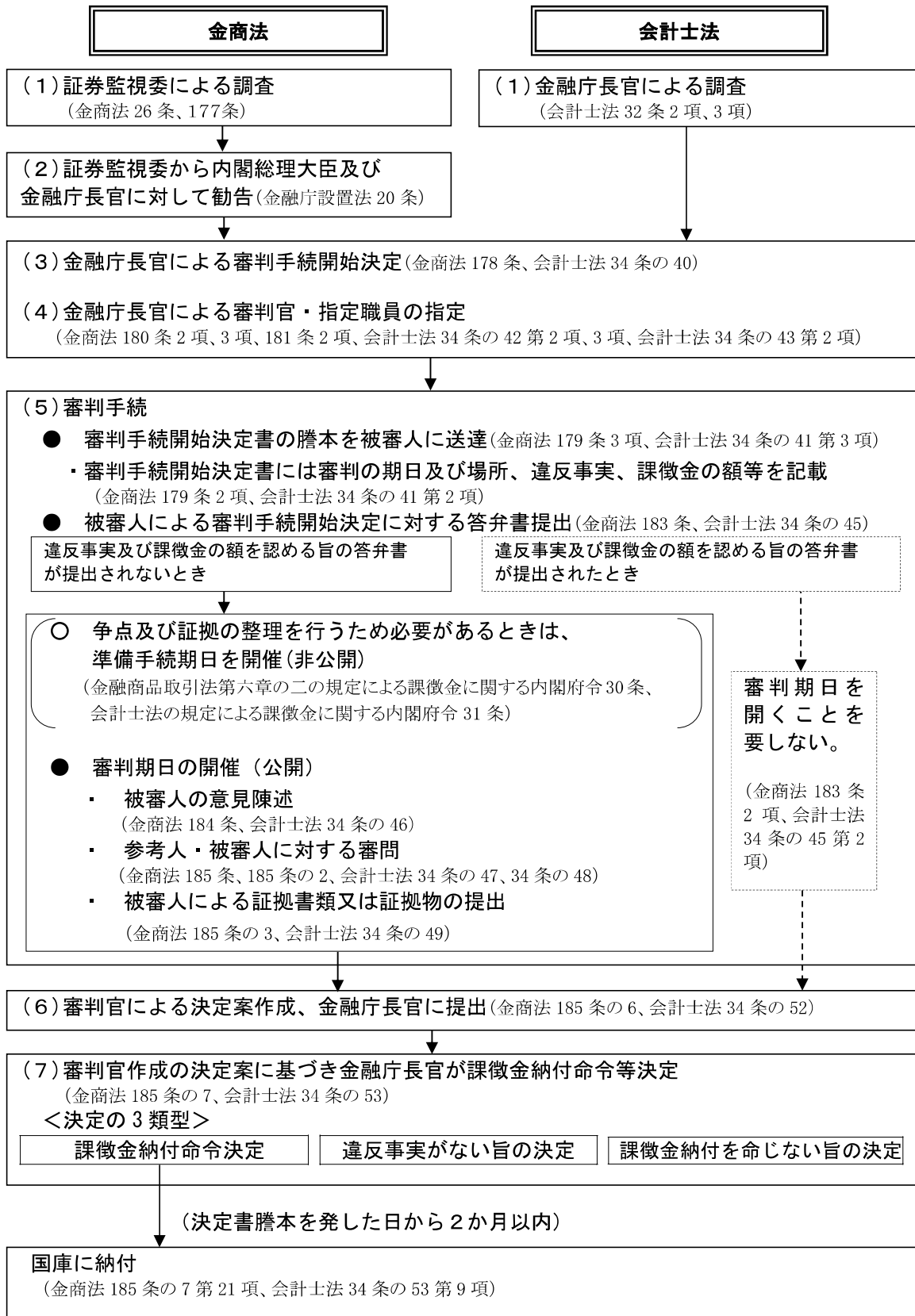


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から30日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

## 別紙 2

### 課徴金納付命令の実績

(令和元事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)UMNファーマとの契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第7号)	重要事実(株)UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、(株)UMNファーマと契約締結交渉をしていた社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)UMNファーマ株式を買い付けた。	個人	令和元年5月31日 (勧告) 令和元年6月5日 (開始決定)	令和元年8月1日	267万円
2	(株)UMNファーマとの契約締結交渉者の役員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第8号)	重要事実(株)UMNファーマの業務執行を決定する機関が、塩野義製薬(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、(株)UMNファーマとの契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)UMNファーマ株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年5月31日 (勧告) 令和元年6月5日 (開始決定)	令和元年8月1日	133万円
3	(株)神戸製鋼所社員による内部者取引 (令和元年度第9号)	重要事実(株)神戸製鋼所のアルミ・銅事業部門において、顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を、検査結果の改ざん等を行うことにより、当該仕様に適合する製品として、出荷していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	340万円
4	(株)神戸製鋼所社員による内部者取引 (令和元年度第10号)	重要事実(株)神戸製鋼所のアルミ・銅事業部門において、顧客と取り交わした製品仕様を満たさない不適合製品を、検査結果の改ざん等を行うことにより、当該仕様に適合する製品として、出荷していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	11万円
5	イメージ情報開発(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (令和元年度第11号)	他の会社に対して行っていた当社従業員の派遣に係る売上の一部について、前倒し計上を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	イメージ情報開発(株)	令和元年6月21日 (勧告) 令和元年6月25日 (開始決定)	令和元年8月1日	600万円
6	(株)アドバンスト・メディア社員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第12号)	重要事実(株)アドバンスト・メディアの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年2月9日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年6月25日 (勧告) 令和元年6月26日 (開始決定)	令和元年8月1日	69万円
7	(株)アドバンスト・メディア社員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第13号)	重要事実(株)アドバンスト・メディアの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年2月9日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年6月25日 (勧告) 令和元年6月26日 (開始決定)	令和元年8月1日	34万円
8	ルーデン・ホールディングス(株)役員による重要事実に係る推奨行為 (令和元年度第6号)	重要事実(ルーデン・ホールディングス(株)の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	令和元年5月10日 (勧告) 令和元年5月14日 (開始決定)	令和元年9月5日	41万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	三精テクノロジーズ(株)との契約締結者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第14号)	重要事実(三精テクノロジーズ(株)の業務執行を決定する機関が、Vekoma Rides B.V.の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をしたこと)について、三精テクノロジーズ(株)と業務委託契約を締結していた社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、三精テクノロジーズ(株)株式を買い付けた。	個人	令和元年7月5日 (勧告) 令和元年7月24日 (開始決定)	令和元年9月19日	257万円
10	セーラー万年筆(株)社員による内部者取引 (令和元年度第16号)	重要事実(セーラー万年筆(株)の業務執行を決定する機関が、プラス(株)との業務上の提携を行うこと及びセーラー万年筆(株)の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年9月6日 (勧告) 令和元年9月12日 (開始決定)	令和元年10月24日	22万円
11	日本調剤(株)役員による重要事実に係る推奨行為 (令和元年度第17号)	重要事実(日本調剤(株)の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月20日 (開始決定)	令和元年10月24日	218万円
12	(株)ヨータイ役員から伝達を受けた者による内部者取引 (令和元年度第18号)	重要事実(株)ヨータイの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成29年5月12日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月25日 (開始決定)	令和元年11月28日	299万円
13	(株)ヨータイ役員による重要事実に係る伝達 (令和元年度第19号)	重要事実(株)ヨータイの属する企業集団の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度の売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成29年5月12日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年9月13日 (勧告) 令和元年9月25日 (開始決定)	令和元年11月28日	149万円
14	桂川電機(株)株式外3銘柄に係る相場操縦 (令和元年度第20号)	桂川電機(株)ほか3銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和元年9月20日 (勧告) 令和元年10月1日 (開始決定)	令和元年11月28日	119万円
15	(株)明豊エンタープライズに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第22号)	長期未収入金及び長期貸付金について、貸倒引当金を過少に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	株)明豊エンタープライズ	令和元年10月23日 (勧告) 令和元年10月28日 (開始決定)	令和元年11月28日	2400万円
16	(株)シーズメンとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (令和元年度第24号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、同社と契約締結交渉を行っていた者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	185万円
17	(株)シーズメンとの契約締結交渉者による重要事実に係る伝達 (令和元年度第25号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	92万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
18	(株)シーズメンとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (令和元年度第26号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、同社と契約締結交渉を行っていた者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	254万円
19	(株)シーズメンとの契約締結交渉者による重要事実に係る伝達 (令和元年度第27号)	重要事実(株)シーズメンの業務執行を決定する機関が同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	令和元年11月19日 (勧告) 令和元年11月25日 (開始決定)	令和元年12月19日	127万円
20	石垣食品(株)株式外1銘柄に係る相場操縦 (令和元年度第23号)	石垣食品(株)ほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和元年11月8日 (勧告) 令和元年11月14日 (開始決定)	令和2年1月30日	470万円
21	日本フォームサービス(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第28号)	当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送りといった不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	日本フォームサービス(株)	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月10日 (開始決定)	令和2年1月30日	2400万円
22	(株)日本ハウスホールディングス社員による内部者取引 (令和元年度第29号)	重要事実(株)日本ハウスホールディングスのマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年1月30日	283万円
23	(株)日本ハウスホールディングス社員による内部者取引 (令和元年度第30号)	重要事実(株)日本ハウスホールディングスのマンション事業部が値引き販売を隠蔽し、売上高を過大に計上していたことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年12月6日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年1月30日	36万円
24	(株)エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第40号)	公開買付け等事実(西部瓦斯(株)の業務執行を決定する機関が、(株)エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、(株)エストラストの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、(株)エストラスト株式を買い付けた。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和2年2月27日	10万円
25	(株)エストラスト役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 (平成30年度第41号)	公開買付け等事実(西部瓦斯(株)の業務執行を決定する機関が、(株)エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に(株)エストラスト株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、当該事実を伝達した。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和2年2月27日	154万円
26	公開買付者役員からの情報受領者が所属する会社役員による朝日工業(株)株式に係る内部者取引 (令和元年度第31号)	公開買付け等事実(合同製鐵(株)の業務執行を決定する機関が、朝日工業(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、朝日工業(株)株式を買い付けた。	個人	令和元年12月10日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年2月27日	72万円
27	日産自動車(株)に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和元年度第32号)	有価証券報告書中の「第一部 企業情報」等の役員区分ごとの報酬等の総額等において、実態とは異なる記載を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。 また、当該有価証券報告書を参照情報とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により社債券を取得させた。	日産自動車(株)	令和元年12月10日 (勧告) 令和元年12月13日 (開始決定)	令和2年2月27日	24億2489万5000円



No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
28	(株)小僧寿し従業員による内部者取引 (令和元年度第21号)	重要事実(株)小僧寿しの属する企業集団の平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について、同年11月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和元年10月11日 (勧告) 令和元年10月24日 (開始決定)	令和2年3月30日	1449万円
29	日本海洋掘削(株)社員による内部者取引 (令和元年度第36号)	重要事実(日本海洋掘削株の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、同社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和2年3月30日	17万円
30	ジェイリース(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載 (令和元年度第38号)	家賃債務保証事業から発生した代位弁済立替金に係る貸倒引当金を過少に計上するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	ジェイリース(株)	令和2年2月4日 (勧告) 令和2年2月7日 (開始決定)	令和2年3月30日	4478万円※
31	東洋合成工業(株)株式に係る相場操縦 (令和元年度第39号)	東洋合成工業株の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	令和2年2月28日 (勧告) 令和2年3月9日 (開始決定)	令和2年5月26日	805万円
32	海外居住の個人投資家による(株)ココカラファイン株式に係る相場操縦 (平成30年度第11号)	(株)ココカラファインの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成30年6月26日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	令和2年6月11日	493万円
33	テラ(株)に係る有価証券報告書等の不記載 (令和元年度第15号)	当社との重要な取引について、「関連当事者との取引」に関する注記事項として連結財務諸表に記載しなければならなかったにもかかわらず、当該注記事項を記載せず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出し、同有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	テラ(株)	令和元年7月19日 (勧告) 令和元年7月29日 (開始決定)	令和2年6月11日	2億2385万円

※ No. 30の課徴金額については、令和2年7月10日付で一部取消決定を行った。